

「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン制作業務委託 に係る業者選定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広報広聴課で発行する「みきゃん」オリジナルカレンダーのデザイン制作業務委託業者（以下「委託業者」という。）選定に必要な事項について定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) オリジナルカレンダーの企画・デザイン制作（イラスト作成、撮影、レイアウト等）
- (2) 県ホームページで配布する壁紙・印刷用データの作成
- (3) スマートフォン用壁紙データの作成

(委託業者選定審査会の設置)

第3条 この委託業者選定を行うため、「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員3人をもって組織する。
- 3 委員長は広報広聴課長を充て、委員は、義務教育課職員（美術）、若手職員1名とする。
- 4 審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

(審査会の開催)

第4条 審査会は、委託業者選定に当たり、別紙「「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン委託業者選定審査表」により企画案等を審査するものとする。

(委託業者の決定)

第5条 県は、審査会の審査結果に基づき委託業者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委託業者選定に関し必要な事項については、別に定める。